

坂井市春江防災公園条例施行規則

平成18年3月20日

規則第52号

(趣旨)

第1条 この規則は、坂井市春江防災公園条例（平成18年坂井市条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 春江防災公園（以下「公園」という。）の使用時間は、午前8時から午後5時までとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の許可の申請)

第3条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けようとする者は、春江防災公園使用（使用変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の申請書の受付は、使用しようとする日の6月前から行うものとする。ただし、市長が理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、公園の使用を許可したときは、春江防災公園使用（使用変更）許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(使用の許可事項の変更)

第4条 条例第3条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、市長に対し、当該許可に係る事項の変更を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、申請書に使用許可書を添えてしなければならない。

(使用者の遵守事項)

第5条 使用者は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 公園の秩序又は風紀を乱すような行為はしないこと。

(2) 公園内をみだりに汚損しないこと。

(3) 使用後は、直ちに原状に回復し、清掃を行うこと。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月20日から施行する。

様式第1号（第3条、第4条関係）

<p>春江防災公園使用（使用変更）申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>坂井市長 様</p> <p style="text-align: center;">申請者 住 所 団 体 名 責任者氏名 電 話 番 号</p> <p style="text-align: right;">㊞</p> <p>次のとおり春江防災公園を使用（使用変更）したいので、申請します。</p>	
使 用 日 時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで
使 用 目 的	
使用予定人数	人
備 考	

様式第2号（第3条関係）

年 月 日	
春江防災公園使用（使用変更）許可書	
様	
坂井市長 印	
年 月 日付けで申請のあった春江防災公園の使用(使用変更)については、 次のとおり許可します。	
使用日時	年 月 日（ 曜日） 時 分から 時 分まで
使用目的	
遵守事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 公園の秩序又は風紀を乱すような行為はしないこと。 2 公園内をみだりに汚損しないこと。 3 使用後は、直ちに原状に回復し、清掃を行うこと。
その他	